

平成29年度4月以降に第一種奨学金の奨学生として  
採用された方の返還について  
～所得連動返還方式と定額返還方式～

- このチラシは、平成29年度4月以降に第一種奨学金（617で始まる奨学生番号）の奨学生として採用された方への「返還のてびき」の補足説明資料です。以下の内容を確認し必要に応じて手続きを行ってください。
- 本資料は、併せて配った「貸与奨学金返還確認票」とともに「返還のてびき」に挟み込んで大切に保管してください。なお、本資料には「返還のてびき」に書かれている手続きの流れや注意事項については記載していませんので、返還のてびき及び機構ホームページも併せてご参照ください。

※返還方式とは、これから返還していく割賦額（毎月返還する金額のことで、以下、「返還月額」と記載します）を決定する方法のことであり、「Ⅰ所得連動返還方式」と「Ⅱ定額返還方式」の2種類があります。

Ⅰ 所得連動返還方式を選んだ方

※所得連動返還方式を選んだ方は、卒業後の課税対象所得に応じて返還月額が決まります。なお、返還月額の最低金額は2,000円となります。

1. 毎月の返還額（返還月額）

(1) 返還初年度（返還開始から最初の9月まで）の返還月額

原則、定額返還方式による割賦額の半額（1円未満は切り捨て）となります。

定額返還方式による割賦額は、配付した「貸与奨学金返還確認票」の「返還の条件（目安）」欄の「割賦金」を確認して下さい。

(例)

返還の条件（目安） あなたが選択している割賦方法に*印が印字されていることを確認してください。					
	返 還 期 日	返還回数	初回割賦金	年割賦金	終期割賦金
月賦返還	毎月27日	168回	12857円	12857円	12881円
* 1	月賦返還選択時の総支払い額				2160000円
併用返還	月賦分 毎月27日	168回	6428円	6428円	6524円
2	半年賦分 毎年1・7月の27日	28回	38571円	38571円	38383円
	併用返還選択時の総支払い額				2160000円

初年度の返還月額は  
6,428円

※上記(例)の貸与奨学金返還確認票は、定額返還方式のもので。

ただし、割賦額の半額が2,000円未満となった場合、返還月額は最低金額の2,000円となります。

また、割賦額の半額が2,000円以上となった場合、返還困難の申請により2,000円にできます。

(2) 返還月額の見直し（返還開始翌月以降の10月）後の返還月額

① 返還月額の見直し時期

返還月額については課税対象所得に基づき毎年度見直しを行います。最初の返還月額の見直しは、課税対象所得に基づき、返還開始翌月以降の10月に行います（10月分から見直し後の返還月額）。前年の課税対象所得は毎年6月頃に確定するため、初回の返還月額の見直し以降は、6月～9月に個人番号（マイナンバー）を利用して機構が取得した前年の課税対象所得から返還月額を算出し、10月～翌年9月まで、その返還月額で返還することとなります。

[初回の返還月額見直しの時期の例]

- 2017年6月に貸与終了⇒2018年1月から返還開始、2018年10月から前年の課税対象所得に応じた

返還月額での返還開始

- 2017年9月に貸与終了⇒2018年4月から返還開始、2018年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始
- 2018年3月に貸与終了⇒2018年10月から返還開始、2019年10月から前年の課税対象所得に応じた返還月額での返還開始

## ②返還月額

課税対象所得に9%をかけた額がその年の返還総額となり、それを12で割った額（1円未満の場合の端数は切り捨て）が返還月額となります。ただし、その額が2,000円以下となる場合は2,000円となります。

【注意】返還月額の最低金額は2,000円です。前年の収入・所得が0円の場合でも、返還月額は0円にはなりません。

なお、課税証明書等の提出を求められた場合には本機構に提出しなければなりません。

[初回の見直し以降返還月額の算出方法]

《年収に応じた返還月額（例）》

- 年収200万円（課税対象所得 62万円）⇒返還月額 約 4,700円
- 年収300万円（課税対象所得 119万円）⇒返還月額 約 8,900円
- 年収400万円（課税対象所得 179万円）⇒返還月額 約 13,500円

機構ホームページにて、貸与月額、統計情報に基づいた返還者モデルを利用して、所得連動返還方式を選択した場合の将来の返還額や返還期間(回数)を試算することができます。

<http://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>

### (3) 所得連動返還方式で算出された返還月額とならない場合

以下のいずれかに該当する場合は、定額返還方式で算出された返還月額での返還となります。

- 個人番号（マイナンバー）を提出しなかった場合
- 海外長期滞在等により、機構が課税対象所得を把握できなかった場合
- 課税証明書等の提出を求められたにもかかわらず提出しなかった場合
- 被扶養者となった際に、扶養者の所得が一定額を超える場合

## 2. 返還方法

口座振替による月賦返還のみとなります。月賦・半年賦の併用返還はできません。

貸与終了後7か月目の月（5月に貸与終了した場合は12月）の27日から返還が始まります。なお繰上返還も可能です。

## 3. 返還方式の変更

所得連動返還方式から定額返還方式への変更はできません。

## 4. 返還が困難な場合

返還が困難な場合は、以下の制度を願い出ることができます。

### (1) 返還初年度における最低月額（2,000円）での返還

返還初年度においてのみ、返還が困難な場合については申請により最低月額（2,000円）での返還が可能です。申請を行う方は、ホームページから申請用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、機構宛に送付してください。後日、機構から最低月額での返還となった通知が本人宛に送られるため、内容を確認してください。

(2) 返還期限猶予 (返還のてびき 21 頁～24 頁)

返還が困難な場合については、返還期限猶予を願い出ることができます。

【注意】所得連動返還方式では年収に応じて返還額が設定されるため、減額返還制度の適用はありません。

## 5. 被扶養者となった場合

返還中に返還者が被扶養者となった場合、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。扶養者の課税所得証明書か「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付します。(簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります。) 詳細はホームページでお知らせします。

## II 定額返還方式を選んだ方

### 1. 毎月の返還額 (返還月額) ・返還方法等

定額返還方式を選んだ方の返還額 (返還月額) ・返還方法等は「返還のてびき」を参照してください。

### 2. 返還方式の変更

定額返還方式から所得連動返還方式へ返還方式を変更することができます。

#### (1) 保証制度

保証制度は機関保証であることが条件です。人的保証の方は機関保証に変更する必要があります。その場合、保証料について保証機関 (公益財団法人日本国際教育支援協会) に一括で支払う必要があります。

#### (2) 変更手続き

返還方式の変更手続きについては、「第一種奨学金返還方式変更届 (返還者用)」(所定の様式) と併せて、署名・押印 (未成年の場合は親権者も) をした「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構が指定する宛先に簡易書留により送付します。(簡易書留に係る郵便料金は奨学生本人の負担となります。)

【注意】延滞している場合は返還方式を変更することはできません。

返還のてびき (26 頁～28 頁) に書かれている「所得連動返還型無利子奨学金」は「返還期限猶予制度の制限期間の特例」のことを指し、平成 29 年度 4 月以降に第一種奨学金 (617 で始まる奨学生番号) の奨学生として採用された方の「所得連動返還方式」とは異なるものです。

◇掲載しているものは本資料作成時点（平成29年5月）のもので抜粋です。最新のものと全文については本機構ホームページ（<http://www.jasso.go.jp/about/disclosure/kitei/index.html>）等をご確認ください。

## 関係規程

### 業務方法書（抜粋）

（平成16年4月1日文科科学大臣認可）

（平成29年3月31日文科科学大臣変更認可）

## 第2章 学資の貸与その他必要な援助に関する事項

### 第6節 返還

（返還方式の選択）

第18条の2 前条の規定にかかわらず、第一種奨学金の返還は、所得を基礎として割賦額を決定する方法（以下「所得連動返還方式」という。）を選択することができる。

（所得連動返還方式による割賦額及び返還の期限）

第18条の3 所得連動返還方式による第一種奨学金の返還は、第18条第1項の規定にかかわらず月賦に限るものとし、その期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後から返還を開始して、第5項に規定する最終の割賦額に係る返還の期限までの各月毎に機構の定めた日とする。

2 所得連動返還方式における割賦額は、課税対象額（地方税法第314条の3に規定する課税総所得金額をいい、以下単に「課税対象額」という。）に9%を乗じ、12で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）とし、その金額が2,000円未満の場合は2,000円とする。

3 前項の規定にかかわらず、返還を開始した月から起算して1年以内の9月までの期間における所得連動返還方式による割賦額は、定額返還方式にて算出した額を2で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。ただし、当該金額が2,000円未満であるときは、2,000円を割賦額とする。

4 次項の規定に基づく見直し後の返還残額に係る支払回数、延滞していない返還未済額から、第2項の規定により算出した割賦額に12を乗じた額を減じ、定額返還方式により算出した額で除して得られる数に12を加えた月数とし、当該の除して数を得た後の残余の額（この項において、以下単に「残余の額」という。）は最終の割賦額に加えるものとする。ただし、残余の額が100円以上であるときは、支払回数に1を加え、当該残余の額を最終の割賦額とする。

5 第2項の割賦額及び前項の支払回数は、毎年度の課税対象額に基づき見直すこととし、見直し後の割賦額は、当該課税対象年度の10月を返還期日とする割賦金から適用するものとする。

6 前項の規定により割賦額を見直す場合において、要返還者が次のいずれかに該当するときは、所得連動返還方式による返還ができないものとし、翌年度に割賦額を見直すまでの期間、当該第一種奨学金の返還に係る割賦額は、定額返還方式による割賦金相当額とする。

(1) 要返還者が被扶養者である場合において、機構が求める扶養者に関する情報を提出しないとき。

(2) 要返還者が被扶養者である場合において、要返還者と扶養者の市町村民税の課税対象額の合計額に9%を乗じ、12で除して得た金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）が、当該の第一種奨学金について定額返還方式により算出した割賦額を超えるとき。

(3) その他必要な情報を提出しない等の理由により、第2項に規定する割賦額の算出ができないとき。

7 第3項に規定する割賦額（ただし書によるものを除く。）の返還が困難であることにつき機構が定めるところに従い申請のあったときは、2,000円を割賦額とする。